

建設現場における遠隔臨場の試行方針

1. 目的

建設現場における遠隔臨場は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員及び現場技術員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し実施するものである。

そのため、試行実施にあたっては、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」(以下、「試行要領案」という。)によることを基本とするが、より効果的に試行に取り組むとともに、課題抽出等を実施するため、具体的な実施方針をとりまとめた。

2. 対象工事

対象工事は、兵庫県土木部が発注する工事の内、「段階確認・材料確認又は立会を、映像確認できる工種」かつ「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」から抽出するものとし、特に以下の条件にあてはまるものが望ましい。

- ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事
- ・ 構造物等の立会頻度が多い工事
- ・ 施工時に新型コロナウイルス感染対策として、人と人との接触を減らすように求められる工事
- ・ その他、遠隔臨場の効果が期待できる工事

3. 試行の実施

試行を実施するにあたっては、基本的には試行要領案によるものとするが、実施方法を以下の(1)から(4)のとおり定める。

(1) 試行方法

新規発注工事

対象工事については、発注時に特記仕様書に記載することとする。

現在施工中の工事

発注者が受注者に要請し承諾が得られた工事を対象とする。

また、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、別途試行することも可とする。

実施に当たっては、指示書の交付または変更契約時に特記仕様書に記載する。

(2) 動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）に関する仕様の運用

撮影については、試行要領案によるものとする。

(3) スマートフォン向けの TV 会議や Web 会議システム等に関する仕様の運用

配信については、試行要領案によるものとする。

(4) 費用の負担

試行にかかる費用等の負担については、以下のとおりとする。

遠隔臨場の試行に要した費用については、原則、設計変更時に技術管理費に必要額を積上げ計上する。計上項目については、次の【費用の算出方法】を参照すること。

受注者からの希望に応じて実施する場合は、費用の全額を受注者の負担とする。

【費用の算出方法】

試行にかかる費用については、実績に応じて設計変更により技術管理費に積上げ計上する。なお、すべての間接費の対象外とするため、管理費区分は「5：技術管理費（諸経費対象外）」で計上すること。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

<https://www.keisan.nta.go.jp/r3yokuaru/aoiroshinkoku/hitsuyokeihi/genkas-hokuyakuhi/taiyonensuhyo.html>

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5 年

ルータ、ルーター、ルーター、LAN ホスト：10 年

費用のイメージ

撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）

撮影機器の設置費（移設費）

その他（ライセンス代、使用料、通信環境の整備等）

留意点

- ・従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積りを3者以上徴収し、対応すること。
- ・費用算出にあたっては、試行に必要な最低限の費用を計上すること

4. フォローアップ調査

本試行を実施した工事の受発注者を対象にフォローアップ調査を実施するため、積極的に協力すること。なお、調査内容等については、改めて依頼するものとする。